

衆議院 通信委員會 議 録 第 十 六 号

昭和五十九年七月十二日(木曜日)
午前十時三分開議

出席委員

委員長 志賀 節君

理事 加藤常太郎君 理事 戸井田三郎君

理事 畑 英次郎君 理事 吹田 悦君

理事 鈴木 強君 理事 武部 文君

理事 竹内 勝彦君 理事 西村 章三君

理事 榎本 和平君 理事 龜岡 高夫君

近藤 鉄雄君 左藤 恵君

佐藤 守良君 額賀福志郎君

野中 広務君 渡辺 紘三君

阿部末喜男君 伊藤 忠治君

中村 正男君 松前 仰君

小谷 輝二君 島居 一雄君

中井 治君 佐藤 祐弘君

出席國務大臣

郵政大臣 奥田 敬和君

出席政府委員

郵政政務次官 関谷 勝嗣君

郵政大臣官房長 二木 實君

郵政省通信政策局長 奥山 雄材君

郵政省電気通信局長 小山 森也君

労働大臣官房審議官 平賀 俊行君

委員外の出席者

防衛庁長官官房法制調査官 古川 定昭君

大蔵省主計局主計官 日高 壮平君

通商産業省機械情報産業局電子政策課長 牧野 力君

日本電信電話公社総裁 真藤 恒君

日本電信電話公社総務理事 岩下 健君

日本電信電話公社営業局長 草加 英資君

参考人 (国際電信電話株式会社常務取締役) 児島 光雄君

通信委員会調査室長 長崎 寛君

委員の異動

七月十二日 補欠選任 榎本 和平君

同日 長谷川四郎君

同日 榎本 和平君

同日 補欠選任 長谷川四郎君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

同日 榎本 和平君

○小山政府委員 ちよつと全体を覚えてないのでございますけれども、これからの社会に対する一つの見通しを識見高くお述べいただいて、さすが東大教授という立場からの将来の見通し、御立派な意見だと思っております、私も非常にこれからの参考として貴重に聞かしていただいた次第でございます。

○中村(正男)委員 平凡なお答えをいただいたのですが、私は大変幾つか示唆に富んだ指摘があったというふうに受けとめております。特に、情報化の進展が急速に進んでいく、しかし同時に、これは人類にとってさまざまな影響、とりわけマインスマグネット化が出てくるのではないかと指摘がございました。さらに大切なことは、通信というものがいわゆるシビルミニマムといいますが、社会の最低限な条件として確保されなければいけないこと、そのことに対して今日まで公社が非常に努力をして果たしてきた役割というのは、改めて評価をしなければならぬ、そのことをこれから先の情報化社会の中でもきちっと位置づけをしていかなければいけない、こんなふうに私は受け取ったわけでございます。

さらに、情報の高度化が競争という形でどんどん進んでいった場合、今日までは社会の中の格差というのは、物が中心で富の差といいますが、そういうことが形成をされてきましたけれども、これからは情報をめぐる社会的な新たな格差を生むことになるのではないかと、そのことに留意をしてやっていく必要がある。国民全体に一元的なコストの低いネットワークの維持がどうしても重要であるんじゃないか、こういうことだと思っております。そこで、情報化社会が進んでいくと管理社会、さらには個人の情報の保護が極めて重要になってくるというように、これは本委員会でも今日まであらゆる立場、あらゆる角度から議論があったのですけれども、しかし先生、いわくは、先行きについてはだれもがまだ予見ができない、いわゆる不透明な部分があり過ぎる、したがって、今度の電電改革については、余り硬直した考え方を

で臨むのではなしに、柔軟な思考が必要だ、こういうことで結ばれたと思うのです。

そこで、これも昨日の論議でございましたけれども、こういう稲葉先生の話を聞き、考えますと、今回提案されておりますこの三法案、世界でも初めてかつてないような電電公社、いわゆる官営の民営化、それから回線の開放をなぜこの時期に急いで同時にやらなければならぬのか、結局またここへ疑問が戻ってくるわけなんです。今までも郵政の立場で答弁をしてこられたんですけれども、もう一度、この稲葉公述人の御意見と今私が指摘をしたようなことを含めて、なぜこの時期に同時に急いでやらなければいかぬのかということをお聞きしたいと思います。

○小山政府委員 ただいま先生の御説のように、国民全体にとりまわりの基本的な通信である電話につきましても、過去、特にこの三十年來、電電公社という一つのプロジェクトが非常に大きな力を発揮いたしました、すぐく電話、すぐかかる電話というようなことを目標にいたしまして、そのための力を全部電電公社に集中して国民に提供してきたという一つの独占体による目的達成の力というのは、非常に成功したと思っております。そのために私ども、どこにいても同質なサービスを全国受けられるという電話でのサービスは享受できるようにしたと思っております。

ただ、時代の変化というのは、自然な変化ではなしに技術革新を伴うという時代の変化は、特に先端産業的なものを取り入れる面の多い電氣通信事業におきましては、特に急激な変化が出てきた。そのために、多くの電氣通信メディアが出現してまいりまして、このメディアというのは、今までの電氣通信の中心であるところの電話の供給というところだけでは足りなくなってきたわけでございます。それと同時に、需要者側も、電話以外の電氣通信の需要を求めるといのが多種多様な形で出てきているのが、今の現状でございます。そういったしますと、一つの電氣通信サービスを主体として、主にその発展のために活動してきま

した電電公社というものの、公社の目標というのが多様化してこなければならぬ。ところが、電氣電話公社というのは、今までの電話を中心にした全国普及、また質の向上というところに集中的な力を発揮してきたわけでございます。そういったしますと、多種多様なものに広げていくということよりは、全国に平均的に、確実な事業計画のもとに全国をいっしょに指向した形で、しかも同質なサービスを指向した形で進めてきた電電公社の仕事の中では、ある地域のまたはある媒体だけを要望するという需要者に対して応ずることはなかなか困難な場合も出てまいります。

したがって、こういった時代の変わりとともに、一つの電氣電話公社という事業体で需要を賄うというよりは、多数の事業体が出て、それぞれ特徴のあるサービスを提供していく方が、現実の電氣通信の需要者に対してのサービスの提供というものはよりよい形で的確に反応できるであろう、したがって、一つの事業体にするよりは、多数の事業体をこころ採用することにした方がよいではないかと判断に立ったわけなんです。そういったしますと、多数の事業体ということになりますと、これは独占ではなくなるわけでございます。独占ではなくなるということは、お互いに事業者間で競争関係に立つて、この競争というのは、競争のための競争ではなくて、利用者にとって良質なサービスを持った競争原理のもとに、多数事業体が競い合うということになります。

そういったしますと、先ほども申し上げましたように、電電公社というのは、電話を中心にして、しかも独占で行うというための事業体として存在していた関係上、競争原理が働いて競争裏の中にお互いに競い合うという組織でもないということに言えるわけでございます。したがって、その運用の面、また組織の面、それから一つの制度上の面におきまして、競争原理の中において活動するために適した体制でございます。

競争者の中でお互いに競い合って事業を行うという、それに適した形に直さなければならぬという、ことが出てくるわけでございます。そのためには、従来の電電公社の資産とか技術とか優秀な人材とか、そういったものをそのまま引き受けながら、かつ、新しい目標を持った特殊会社というものに衣がえして、競争原理に対応できる形の事業体に変えるべきだ、こういうことになったわけでございます。同時に、競争原理の導入と株式会社化というのは、なぜ同時に二つを採用したかというのではなしに、片方をやれば必然的にもう片方の民営化というのやらなければ整合性がとれないということでございます。

以上、非常に長いお話で聞きづらかったかと思えますけれども、大体こういった考え方でござい

○中村(正男)委員 私は、民営化ということと通信回線の自由化、開放、この二つは本来別の問題というふうに考えておるわけでございます。

今いろいろ言われたわけですが、結局は、今までの論議の中でも出ましたが、いわゆる競争原理の導入によって電電公社そのものの合理化を促進し、新たな高度情報化社会の指導的などいいますか、そういう体質に変えていかなければいけない、この辺が根本的な民営化の目的になっていくんじゃないかと思うのです。一口に言えば、何回も例に出してまいりましたけれども、電電を第二の国鉄にしてはならない、こういう表現で言われております。

しかし言えることは、今の通信をめぐる社会環境というのは、まず民間はどういう受けとめ方をしているかといふと、いわゆる回線の開放は望むところだ、しかし必ずしも電電の民営化は望ましくない、はつきり言っていないと思えますけれども、私はそういうふうに見ておるわけです。電電が回線を開放してなお公社のままでとどまっていることが一番いいんじゃないかというのが、本音じゃないだろうかと思うのですが、その点についてどういうふうに考えておるのか、ちよつと

お聞きしたいのです。

○小山政府委員 公社のままでこれからの新しい通信体制に対応してもいいではないかということだろうと存じます。これにつきましても、私どももそういった意味で先生と同じような考えで、かなり検討してみたわけでございます。しかしながら公社というものの、特に電信電話公社というものの成り立ちを見ますと、公衆電気通信事業を独占として行うという目的を持って生まれたものでございまして、まずあらゆる機能あるいは制度、それからそれを支えていきます法制度、これらすべてがそういう形にできております。その中身を要すればいいかということでございますけれども、独占を建前としてきたそういう組織体というのは、中身を変えようという一部修正ではとても応じられない、対応できないというのが、一つの結論でございます。

それと同時にもう一つ、公社というのができた当時、公社制度そのものには確かに非常によい点があったわけでございます。そのままでの形でもって、すべての環境がそのままで本来の創立の精神で運営されていけばよろしいのですけれども、公社形態というのが、三公社という形で一つの固まりとして受けとめられていたというのも事実の問題でございます。そういたしますと、本来電信電話公社として、公社制度というのはそんなに悪くないはずのものが、それが三十年の間に公社という一つのカテゴリーの中でいろいろ運営されていく中で、どうしても抜けられないような運営の積み重ねというのがあります。これは公社という延長線上ではなかなか崩し切れない非常にかたい一つの積み上げがございます。

したがって、この公社の延長線上でこういった改革をするよりも、やはり独占の形に適している公社を、多くの事業体の中で競争原理を正確に受けとめられる、そういった事業体に改組するということが、その解決のためには正面からの対応であろう、こう思うわけでございます。

○中村(正男)委員 私は、電電公社が公社のま

でこれからの情報化社会に対応していくにはさまざまな障害がある、こういうことはそれなりに理解ができるわけですが、平たく言えば、電電公社は現在のままで、電話の普及もほぼ全域に達滞なくできておりますし、将来の経営展望を考えると、やはりここで飛躍的に拡大するゾーンの分野にもっと積極的に多面的に乗り出していかねばいかぬ。そうした場合、民営化しないことで生ずる損失の方が、民営化で生ずる損失より大きいという判断で、最終的にこの二つ、全く本来別の問題を同時にやらねばならないか、こう思っておるわけですか。

例えば今の公社のままでいけば、冒頭申し上げましたINS構想がどんどん進んでいきますと、言ってみれば、設備の近代化でございますが、当然公社の余剰人員が相当出てくる。そんなことを考えますと、いわゆる本体の事業範囲をこの際思い切って広げなければいけない、可能な部分に進出をしていかなければいけない、そういうことではないかと思っております。

その辺率直に、結局公社の民営化ということについて、今の電電公社がこのままだと、経営の先行き展望がますます持てない、そういう公社自身の問題も、問題というよりもそれが一番大きなことじゃないかと私は思うのですが、総裁の御本音と、大臣の電電公社を民営化して新たに民間と対等に競争させていかなければいかぬのだというところについての考え、それをちょっとお聞きをしたいと思います。

○真藤説明員 私、当事者の立場から考えますと、独占体制という形になっておる以上は、これから先の急速な変化に対応するための有効適切な手段を時期を誤らずに実行するということは、まず至難のわざだと思っております。

独占体制ということである以上は、しかもそれが国営であるという以上は、どうしても世の中の動きに後手後手にならざるを得ないという宿命的な組織の動き、これは否定できませんので、今おっしゃいますような観点から、一般の企業並みの

行動ができる、そして独占じゃないようにするというよりほかに、これから先の通信事業に対する対応の方法は、結論的に申しましてないのじゃないかというふうに、この三年半の経験の中から強く感じております。

長い間民間の企業でやってまいりまして、ここへ入って来てそれを非常に強く感じるわけでございます。そして、一番危険なことは、現在私どもが長期、短期の借入れをやりましますときに、長期借入れについては自動的に政府保証金になっております。これはある面から見れば非常にありがたいことでございますが、これがまた一番危険な落とし穴であるということもございまして、政府保証金である以上は、初めから経営の責任というものは半分以上そっちへ逃がすということのかなりになっておりました。その辺が保護され過ぎておる。したがって、保護の反対から来る制限があるというのではやむを得ませんので、そこで経営の自主性、責任性というものは根本的にここで崩れてしまふ。まだほかいろいろございしますけれども、一番大きな問題はここでございます。

○奥田国務大臣 私は、公社制度の官営としてのメリットはあったと思います。そのおかげで、今日の二大目標と我々が言っている形の使命は達成できた。そういった意味において、電話を中心とする電気通信のその重要性も、やはり国民生活、国の経済にも最も影響のある神経系統を、全国あまねくこういったネットワークができたという形は、まさに官営なればのメリットであったと思っております。

しかし、時代は大きく変わりつつある、そういう方向に向かっていくことは事実です。先ほども先生御指摘のように、では、新しい高度情報社会とはどうだということ、まだまだ未知な分野も多いし、今後果たして成熟したものに我々が受け入れらるまでにはまだ相当な経験と技術と時間が必要だと思っております。しかしさりとて、この電気通信を中心とする市場と言ったら語弊がありますけれども、こういった事業環境というものは、まことに

大きく多岐に変化をしていくであろう。また現実には、そういった先行的な実験も、公社を中心に民間も含めて大変な形でそういった通信技術の革新時代はもう来ている。こういった形の中で、柔軟に国民サービスを多岐にわたって提供しなければいかぬというニーズも出てきますけれども、やはり経営自体柔軟にこういった変化に対応して、小回りのきくそういった形になっていかなければいかぬと思っております。

まあ官営としての目標は達成した、それで終わったのかというところじゃないのです。むしろ労働使間にはある意味の不満が出てきていることも事実だと思っております。それはやはり官業であるがゆえの当事者能力の発揮というものが、どうしても親方日の丸と言ったら悪いですが、どうしても、労使はほかの官業と比べて非常にうまくやっていた。これをさらに効率的に活力を持った形で事業体としては、このままだいいんだらうかという形になりますと、私は労使双方の間に、経営責任の明確化と同時に、働く側の組合側にとっても、こういった高効率を上げていくため、そして技術化に対応するための対価というものは果たしてこれで十分なのかという、いろいろな問題点があると思っております。

ですから、そういう形に対応して、しかも片方で公共的、公益的な役割、今までのそういった形を果たして、両面達成していただきたい。そういう形においては先生の御指摘されるところ、世界でも例のない形の一種事業、二種事業の開放というところになりますけれども、しかし、電電が今まで果たしてきた大きな根幹的使命、責任というもの、法的には開放ということになりましたけれども、一種事業はそうむやみやたらと、魅力のある事業といったところで、これに伴うコスト、技術、いろいろなものから言うところ簡単ではない。

そういった意味合いからいまして、私は民営化によって新しいサービス体制を整備していただ

いて、国民に良質安価な多彩なメディアも含めて提供していただく、そういった目標の中で燃えていただく形に労使双方がなっていくという形においては、民営化の選択の方が国民にとってはよりプラスであろうと考えた次第でございます。

○中村(正男)委員 総裁の方からは、とにかく自主性、責任性をもっと強めなければいけない、保護され過ぎておる、大臣の方からは、当事者能力に双方やはり問題があるし、もっと燃えるような体質に、こういう答弁をいただいたのですが、そこで、そういうことであれば、やはり幾つかの問題がこの法案にはあると思うのです。

その第一は、労働基本権の問題でございます。

きょうは労働省からも来てもらっておりますが、これは今の大臣なり総裁の答えを聞きますと、なぜ新電電にだけこういったストライキの制限というものが課せられなければならないのか。もう公社から民間にいわゆる大改革をするわけでありまして、もっと公正な競争ということを徹底して貰かなければ、私はこの法案というのは、今大臣、総裁のおっしゃったことと全然裏腹の内容になっていくんじゃないかということをお聞きをしていきたいのですが、まず、労働法の附則の三条で「国民経済又は公衆の日常生活に相当程度の障害、こういふくたがあるのですが、これと労働法三十五条の二の一項の「国民経済の運行を著しく阻害し、又は国民の日常生活を著しく危くする」、これはどう違うのですか、私は同じようなものだと思うのですが。

○平賀政府委員 お答え申し上げます。御質問の趣旨は、労働法の中のいわゆる緊急調整の規定と、それから今度の新しい特例措置の違いということを御質問だと思いますが、緊急調整の場合は、制度が創設をされたときの趣旨等から見まして、いわば俗な言葉で言いますと、国家、経済全体にかかわるような非常な事態を想定したような規定でございます。今回の場合は、そのような事態に至らなくても、国民生活に相当程度の障害を及ぼすおそれがある事態、新しい電

電公社の事業が引き続き、現在の公社と同じような非常に国民生活に重要な役割を果たす事業を実施していくという状況を考えまして、緊急調整に至らなくても、国民生活に相当程度の障害を及ぼすおそれがある場合に、公社という新しい会社の事業がそういう重要な事業をやっていることにかんがみて、当分の間の暫定措置として、こういう調停の特例措置を導入したわけでございます。

○中村(正男)委員 まさに前近代的な事態の想定を労働省としてなされておるようですが、私は思うのです。きのうも質疑があったんですが、国際電電を含めた他の電気通信事業者に附則の適用は行われておるのですか。

○平賀政府委員 この附則の調停の特例措置につきましては、国際電電も含めて他の事業者にも適用するというものではございませんで、今まで公社であつて争議行為が全面禁止された法制のもとにあつたものというか、現在の電電公社、したがってそれが移行された新会社についての特例措置でございます。

○中村(正男)委員 こうなりますと、結局先ほど来、なぜ公社を民営化するのかということに対して郵政省なり電電公社は、公社そのものをこれから民間との競争に對等の立場でやっていかなければいけないんだ、こういうふうにも明確に言っておるわけですが、そのことと法律は、全くこのスト権の問題については合っていない、全然次元の違うところで法律だけは依然として硬直した考え方が残されておるということを私は強く指摘したいと思うのです。

先ほど国際電電には附則の適用はない、こういう話だったのですが、国際電電は今まで全然ストライキはやってなかったのですか、その実態はどうですか。

○平賀政府委員 国際電電の中で労使の紛争がなかったということは申しませんが、おおむね労使関係は安定的に推移しておりまして、争議行為によつて国民に迷惑がかかるというような事態になつていないということは承知しております。

○中村(正男)委員 そうでしょう。国際電電は今までも労使の間で決着が話し合いでつかない、実行力がたがびたがび行われておるわけですよ。行われておりますけれども、社会的には今労働省自身も認めるように、全く影響が出てない。そういうことを考えますと、今度の新電電も、私は同じような社会的な位置づけだと思つております。それなのになぜこの新電電にだけこういったスト規制が残されるのか、もう一遍答えてください。

○平賀政府委員 先ほどからの御質問にありますように、公社の形態から民間の株式会社と申しますか、民間の民営という形態に移るといふ非常に大きな変化でございます。そういう点につきましては、労使関係法制についてもやはり考え方の転換が必要である、こう考えております。

したがって、現在の電電公社につきましては、公共企業体等労働関係法によりまして、争議行為は全面的に禁止される法体系をとつております。それに対して、民間につきましては御承知のように、労組法、労働法を中心として、争議権を含める労働基本権を認めるという形の法体系をとつております。したがって、新しい電電公社につきましても、基本的にその民間の労働基本権を認める法体系のもとに移行するという改正を御提案しているわけでございます。

ただ、現在の公社が株式会社に移つても、当分の間は、現在独自のやっている電話の事業等をそのまま継続して事業を実施する。したがって、それは国民生活の上で極めて重要な役割を果たすという事実関係は全く変わらないということと、それから今申しましたように、大きな労働関係の法制の変化、全面的な争議行為の禁止から争議権を含めた労働基本権を認める法制に移つた、そういう過渡的な事態、その二つの点にかんがみまして、今回争議行為を制限するというよりもむしろ、そういう重要な事業をやりますものだから、その重要な事業について、国民生活に相当程度の障害を及ぼすような事態につきまして、できるだけ早く円満にその争議を解決するための特別の調停

制度を設けて、その間争議行為は休戦していただく、これだけの趣旨、そういう暫定的な特例措置を設ける、こういうことでございます。

○中村(正男)委員 それでは、第二電電あるいは第三電電が出てきた場合は、同じような扱いをするのですか。

○平賀政府委員 新しい法制のもとで電電公社に相当するような規模の事業ができるかどうか、それは結果と申しますか、その後になってみなければわからない問題があると思ひます。しかし、法律が改正をされて移行された状態のもとにおいては、新しい電電公社が今と同じような形態で事業を続ける、こういうことでございます。したがって新しい会社、恐らく国際電電も含めてですけれども、新しい第一種の事業というものがどういふような形態になるかは今の段階ではちょっとまだ想定がつかない、そういう意味で暫定的な措置、こういうことにしたわけでございます。

○中村(正男)委員 では、労働省は、この法案そのものをどういふ受けとめ方をしておるのか。第二電電、第三電電というか、新しく競争原理というものがベースになつてこの法案ができておるわけですから、当然一種事業者というものは出てくる、また出てこなければこの法案の意味がないわけでしょう。そういうことが明確になつていながら、まあしばらくやってみて、そういうものがどういふ形でできてくるのか、その上で考えましようということでは、私は納得できない。当然そういうところは、民間という形でくるわけですから、そんなところにはこの附則の適用なんというのはいり得ないと思うのですが、出てくるという前提でこの法案が出されておるわけですから、その上で、そういうところには同じような扱いをするのか、その辺、明確にもう一遍答えてください。

○平賀政府委員 法律の理念としては、そういう競争原理によつて、電話等の事業について新しい形態の事業者が出てくることは想定されているものと思ひます。ただ、今の電電公社といひますが、

法律が改正された時点あるいは当分の間は、そのような事態が想定されましても、どのようなものがどういふサービスの体系でやるといふことは考えられていない。したがって、現時点あるいは法律が改正された時点において、そのような特例が必要であるというのは、今の公社、したがって、それが移行する新しい電電公社だけに必要であらう、こういう考え方のもとで労働法の附則にそういう規定を置いて、当分の間の特例措置としたわけでございます。

○中村(正男)委員 私の聞き違いであれば、これは訂正していただきたいのですが、きのうの質疑の中では、たまたま労働省がおられなくて、小山局長の方から労働省の見解ということで述べられた中で、いわゆる第二電電、第三電電等が出てきた場合、新電電とは異なる扱い、いわゆるこういう附則の適用はしない、こういう答弁がたしかあったと私は思うのですが、その辺、もう一度郵政省にお尋ねをしたいと思います。

○小山政府委員 先ほど来労働省からのお話がありますように、本来労働省でもってこの件は処理していただいているので、きのう私が申し上げたことは、多分そうであらうというようなことでございます。

その考え方といえますのは、今までの電電公社は公労法の適用を受けておりまして、スト権もないということであった。ところが、新しい会社になりまして、労働三法の適用でこれは当然スト権がある、こういったことになりまして、労働三法の適用ということでは、労使関係の法的基盤が急激に変わるといふことで、迅速な労使紛争の処理について余りなれてないから、その暫定の措置でやるといふことを聞いている。そうであるならば、KDDについては、従来から公労法の適用がないんだから、そういった法的基盤が変わるわけではないから、そういう附則の適用はないと思う。それから、第二、第三電電という言葉はともかくといたしまして、そういった第一種事業者も、初めから公労法の適用というものがなければならぬ、

の次の法的基盤への変更というステップがないであらう。だから恐らくそれは適用はないものと思ふ、こういうことでございまして。

○中村(正男)委員 いずれにしても、新電電にだけスタートの段階から極めて不公正なこういう法的な扱いがあるということだけ、これは明確にいたしますか、そういうことにこだわっておるようございまして、それは私は最終的には改めてもう一度申し上げます。

法律論争をやめまして、現実の問題でちよつと労働省に聞きますが、現在の公労法適用企業体、幾つかありまして、その労使関係それぞれございしますが、その中で、電電公社と当該の組合との関係、一体どういふふうに見ておられますか。

○平賀政府委員 幾つかの公共企業体がございますが、それぞれその労使関係の安定に労使とも一生懸命になっておられるというところございまして、特に御質問のありました電電公社につきましては、現在の状況では、極めて安定的な労使関係にあるというふうに承知をしております。

○中村(正男)委員 先日の公聴会でも、当該の組合の委員長から、電電公社の労使関係は極めて信頼関係が厚いと繰り返し強調されておられました。労働省も同じような認識をしておられるというところを私は今聞いたわけですが、それでは、現在といえますか、今日の日本の民間企業の労使の関係、とりわけ実力行使、ストライキの行使というものの実態をどのように見ておられますか。

○平賀政府委員 全般的に言いますと、特に主要産業を中心にして民間の労使の関係は、戦後三十年代の歴史の過程ではいろいろございしたけれども、最近においては極めて良好な関係で推移しているものと認識しております。

○中村(正男)委員 特に欧米と比較をいたしても、ストライキというものの行使が実態としては少ない、私はこういうふうな受け取っておるわけですが、その理由、なぜ日本の場合は欧米と比べて違うのか、労働省としてはどういふ見解を持っておられますか。

○平賀政府委員 非常に大きな御質問でございすので、必ずしも全面的にお答えできるかどうかわかりませんが、やはり一番基本にありますのは、日本の企業といえますか、そういう中で労使の間柄というものが、同じ基盤に立っている。社長さんにして重役にして途中の管理職にして、やはり会社の中で育った人が原則として就任される。したがって、労使の間が同じ基盤で物が話せる、したがって信頼関係がある、そこに一番大きな理由があると私は考えております。

○中村(正男)委員 私はそれも一つの大きな理由だと思ふのですが、この今度の公社の民営化というところに関連して考えるならば、今日の日本の民間企業の労使紛争が極めて穏やかといえますか、そういった欧米のような形でない一番の理由は、何といひましても企業別の労使関係、こういう形態の中で、いわゆる企業間の競争、それをお互いが意識をする中で自制をしておる、こういう一面も否定できないと私は思うのです。

そういうことを考えますと、今度の新電電というのは明らかに民間なんです。先ほどから、法的には公社から云々ということ、まだ公社の影を引張っている、こういうようなことを労働省は考えておられるようですね、この法案が成立すれば民間会社になるわけですね。民間会社になれば、当然他の民間の会社と対等の公正な競争場に立たされるわけですね。そういうことを考えますと、このストライキの行使ということについては、労働省が懸念しているようなあるいは想定しているような事態というものは、そんなに起こり得るはずがないわけですね。それにもかかわらず、なぜ新電電にこういうスタートの段階からスト規制を強めなければいけないのか。

最後に申し上げますけれども、労働法では、総理大臣が職権で中労委等に一時停止のあつせん申請ができる、こうなっているわけでしょう。それにさらに労働大臣が規制を加えるというものは、実態はともかくとして、ストライキをやるやらぬという問題じゃなしに、最初の新電電のスタート、

民間会社としてのスタート、その労使の、これは公社の総裁も言われました、お互いに当事者能力を新しい関係でつくり上げていこうじゃないか、相互の信頼に立つてつくり上げていこうじゃないか、こういう新電電の性格、それにスト権という問題は真つ向から足を引っ張るというふうには私は断言せざるを得ないわけですね。ぜひひとつ附則の削除を要求したい。労働省としての見解を求めます。

○平賀政府委員 公社の形態であらうと民間という形態であらうと、労使関係の安定が極めて重要であり、それによってその企業体の経営が円滑にいくということはいずれも変わりはない。しかし私どもは、電電が公社形態から民営に移ることに伴って、労働基本権を制限しようという考えはありません。今までの全面的に争議行為禁止の体系から民間の体系に移った、したがって労働三権が保障されてくる、そういうふうな考えをしております。ただ、そこで強化されているのではなくて、過渡的な事態に対しての暫定的な立法である。したがって、御質問ではありますけれども、現在提案されている暫定的な特例措置を削除するという考え方はございません。

○中村(正男)委員 労働省の大変硬直した答弁、私は極めて不満でありますし、納得できません。労働省に幾ら聞いても、この段階ではこれ以上の前進した答えは出ないと私は思うのです。そこで真藤総裁に、今のやりとりをお聞きしてどういふ判断をされるのか、どういふ考え方を今お持ちなのか、率直な本音をひとつ出してもらいたいと思うのです。

○真藤説明員 今の御説明の中に暫定的というお言葉がございましたが、私どもは一日も早く常識的な、民間並みの信頼をベースにした労使関係に入れることを厚く希望いたしております。○中村(正男)委員 もっと与党の方も、この法案審議にひとつまじめに取り組んでいただきたいということを委員長に要望しておきます。次にいま一つ、新電電がスタートするに当たつ

て、公正な競争といいますが、あるいは競争原理の導入によって自由な形の中での通信事業の発展というのを阻害しておる事項について、私は質問していきたいと思ひます。

七月十日の日経新聞に「第二電電一本化へ指針 電通法案の許可基準補足 郵政省」こういう記事が出ておたのですが、これの中心について質問をしたいと思ひます。

「第二電電構想の認可指針を明らかにした。電気通信事業法案の認可基準をより具体化したもので、同一事業区間で複数の事業計画が競願申請となった場合の「一本化調整」を打ち出しているのが特徴。云々と、こうあるのですが、これについてどうですか。

○小山政府委員 まず最初に、その新聞の記事でございすけれども、私も別の面では、非常におくれているわけではございすけれども、そういう作業をまだしてございせん。したがって、その記事につきましては、非常に戸惑っているところではございす。

それと同時に私も、いろいろ第二電電あるいは第三電電という名前で称されているのは正しいかどうかは別として、通称第二電電、第三電電というものを初めから抑制的にやるというのは、この法の趣旨に沿ってないわけではございまして、あくまでも事業者の方の積極的な企業意欲に基づく事業活動、これを基盤として法案をつくっておりますので、初めからそういう形で調整を基礎として、一本化をもととしたような考え方は持っていないわけではございす。

ただ、法案の中に「著しく過剰」云々というのはあります。ありますけれども、それは著しく過剰になることが明らかに予見されたときの問題につきまして、初めから法としてそれを抑制していくという建前をとっておりませんので、その指針と申しますものも、どういうことか出たのか、私どもの考えとちよつと相入れないところがあるというのを申し上げておきたいと思ひます。

○中村(正男)委員 これは全くわからない、まだ

そこまでいっていない、こういうお話なんです、そういう基準がもうかなり検討が進んでおると私は思ひます。ただ、法案審議中でそういうものを出すことがどうかという判断だけだと思ひますが、そういうことであれば、一種事業者の認可基準のより具体化したものというところについてこの法案の項目以外に、どういう考え方で細部の基準をつくらうとしておられるのか、その辺の考え方だけでもお聞きをしたいと思ひます。

○小山政府委員 実は、そこまで敷衍して申し上げる段階にないのでございすけれども、ただ、先ほども申し上げましたように、既にできているのをただこの場でもって言わないのであらうというようなことでの誠意のない御答弁は申し上げてないというところは、御理解いただきたいと存じます。

ただ、著しく過剰というのはどういふことなんだというところにつきましては、これは現象として予見したときに出るわけではございすので、一番の問題は、そういうときに時の政策担当者が恣意的に判断して、Aの場合は同じような現象であつたらそれはオーケーと言ひ、Bの場合は同じ現象であつてもこれはノーと言ひようなことがあつては、これはやはり行政の透明性と公正性に非常に欠けるわけではございすので、できることならば、その著しく過剰というのはどういふ項目について言っているかというところについてぐらひは、はっきりさしておかなければいけないのじやないかと思ひます。

○中村(正男)委員 私は今からお聞きをしていきたいのは、そういう著しい過剰設備を防止をする、こういうことを中心にした十条の五項目の許可基準、こういうものが余りにも官的な言いかけますと、それでもって郵政省の手でこの需給調整を強めることになるのじやないか、また、これを否定することになるのじやないか、また、この自由な発展、拡大というものを制限することにつながるのじやないか、こういう指摘をしたい

わけです。

さらに、第十四条では今度は、設備の変更の問題、ここでもさらに規制が加えられている。単に価格だけではなしに供給量まで規制されるということになりますと、内輪のメカニズムが全く機能しなくなるのじやないか。そのことは当然、この電気通信事業分野に積極的な民間活力が入ってくるということに大きなブレーキになるように私は思ひます。それ、その辺、どういふふうにか考へて、こういうことになったのか、お聞きをしたいと思ひます。

○小山政府委員 競争原理の導入といふゆる著しい過剰設備の問題でございす。

私が申し上げるまでもなく、競争原理の導入という趣旨は、これによって一種の競争状態の中で市場価格というのが形成されて、利用者側から見まして良質で安いサービスが提供されるであらうことを想定して、競争原理というのを導入しているわけではございまして、ただ競争原理を導入することが目的で競争原理を導入しているわけでないことは、私が申し上げるまでもないことだと思ひます。

ところが、第一種電気通信事業というのは御存じのとおり、典型的な設備産業でございす。その設備産業であると同時に、その設備というのは非常に特定化されたものでございまして、例えば、その設備が不要になったといひまして、例えば、転用がほとんど不能のような設備でございす。したがって、もしその個々別々の事業者が、これは非常に適切な設備である、こう判断いたしましたとしても、複数の事業者の総体としてのプラスした総和が著しい過剰になった場合にどういふ現象が起こるかといひますと、一つはやはりその設備が維持できなくなつてくる、したがってその設備を維持するために利用者の料金に転嫁していく、それで利用者から結果的に相対的に高い値段になつてしまふというふうなことになるかと、そもそも競争原理で適正な市場価格が形成されて安くてよい通信サービスが受けられるという建前と反し

てしまふというところで、こういう著しい過剰設備という観念を導入してきたものでございす。

したがって、先ほど申し上げましたように、あくまでもこれは、最初から行政が前面に出て事業者の企業意欲を抑え込むというふうな姿勢ではないわけではございす。

それから、もう一つの第十四条の増設の問題でございす。第一種事業の許可というものは、先ほど先生の御指摘のようないろいろな条件によって許可するわけではございすけれども、これは根本的、基本的な内容の変更にならない限り、さらに許可をする必要がないわけではございす。したがって、これは外していいわけではございす。

それでは、どの程度かといふことでございす。法律には書いてございせんけれども、電気事業でもガス事業法でもこれはいづれも省令に任されておりました、私も今回、省令委任という形で実施省令にしたいと思ひますが、例えば、量的な問題としては、電気の場合は当初の二〇%を超えた場合には変更許可だ、こうしてございすし、ガスの場合は一〇%になってございす。しかし、電気通信の場合はこのパーセントでは低過ぎる。こんなに技術の変化の激しい、しかも新技術をどんどん導入しなければ事実上サービスができないというふうな事業者が、余り低いパーセントでやつたら実態上できません。そこで、このガスとか電気の一〇、二〇というの、参考にはいたしませんけれども、ちよつと参考にならない数字だなというのが今私ども検討している段階でございまして、恐らくこれよりもかなり高いものになると思ひます。

したがって、例えば今の電電公社で電話局が若干増加したから変更だといふようなことは、とても私どもの想定では考えられないということではございす。

○中村(正男)委員 それでは、具体的なことだけ先に聞きますが、第十四条に「軽微な変更」というのがございすね。「郵政省令で定める軽微な変

更」というのは、一体どのくらいの基準と考えればいいのか。

○小山政府委員 まだ数字的に詰めておりませんが、先ほど申し上げましたように、少なくともガス、電気のような形のパーセンテージでは電気通信の場合は全く通用しないだろう、こう思っております。

○中村(正男)委員 それは少なくとも五〇%以上というふうな受け取っていいですか。

○小山政府委員 後で変わるともよく無責任な形になってしまいますので、なかなか今申し上げにくいところもありますけれども、相当高い水準でもいいのではないかと、こう思っております。

○中村(正男)委員 私が数字を挙げたことを否定されなかつたわけですから、少なくともそれ以上、六、七〇%くらいの数字は考えていただかなければいけないということだけを申し上げておきます。

私は総論的に、先ほど局長はいゆる装置産業、設備産業なんだ、したがって、それはそのとおり需要がなければ他に転用はできないし、大変な過剰投資になって、結果的にはその負担が国民に押し寄せられる、こういうお答えだったので、それは官僚の答弁であって、民間の自由競争という見地からするならばまさに逆だ、こういう指摘をしておきたいと思うのです。

装置産業というのは本来、設備を投資した段階ですぐ採算が出るというものではないわけですが、少なくとも数年先の需要を見越して設備投資を行う産業というのが、装置産業なんです。ましてやこの電気通信という分野は、これから飛躍的に拡大していくわけですが、仮に一時的な設備の過剰があつたとしても、当然そのことは十分カバーができる成長性の高い産業だ。したがって、この競争の結果過剰設備が発生したとしても、それを乗り切るためにお互いがこの料金の値下げの競争をやれば、新たな通話の需要というものが当然起こってくるわけですが、またそうならなければ、この通信のこれから発展というものはあり得ないわけ

です。最初から過剰投資を官制であるいは国家的な統制で極力抑えておくということは、自由な競争による高度情報化社会にとっては、それはむしろマイナスだということを私は指摘をしておきたいと思ひます。

さらに、今日の技術革新の急速な進展のテンポから考えましても、余りシビアな基準というものを設けるべきではない。最初からシビアな基準を設けますと、需要が発生したときに一々許可とかあるいは変更ということをやっていくかなければいかぬわけですから、そのこと自体この事業の運営上大変足かせ手かせになるわけです。そういう点について、もう一度お聞きをしたいと思います。

○小山政府委員 長い時間的なスパンをもって判断せよとか、それから、いろいろな点において余裕のない形でこれを官僚的なと言つては私も官僚でございませうけれども、官僚的な一つの型にはまつた形で考えないやうにということ、私も非常に貴重なお教をいただいたものと思ひまして、今後十分反映させていくやうな形で実現していきたいと思つております。

○中村(正男)委員 真藤総裁にお聞きをしたいと思うのです。私は何かの雑誌で、総裁のこの問題に対する持論を読んだことがあるのです。仮に二千億の投資をダブつたとしても四千億ですね。しかし、実際に二千億の設備投資で十分需要が賄えたとしても、競争原理を働かせていくためにさらに二千億の投資があつてもいいじゃないか、それはどこかで国全体で四千億を稼げば決して国益には反しない、マイナスにはならない、国民に負担にならない、私はそういうふうな総裁のお書きになったものを讀んだことをちよつと今思い出したのですが、総裁としては今のこの論議をどういうふうな受け取つておられますか。

○真藤説明員 私が申しましたのは、自由競争の世の中で仮に千億二重投資、あるいは統制的な目で言つて過剰投資がありましても、それから起こってくる競争の激しさということで世の中全体が

二千億なり三千億の社会コストが下がれば、有効な投資と考えるべきだということを申し上げました。

○中村(正男)委員 ぜひひとつ郵政省は今の真藤総裁のこの考え方というものをもう一度検討されて、ここで需給調整に政府としての余り細かな規制を加えないやうに、もう一度この点についての検討をお願いしておきたいと思ひます。

時間がありませんので、次にいきますが、今の問題と関連いたしまして、今度のこの法案は、結局民間の新規参入による競争原理、これがもうすべてに尽きるわけですから、それでもって効率化を図る、これがもうこの委員会でも終始論議されてきた焦点なんです。今第一種事業等に名のりを上げておるのは、民間として具体的にどういったところがあるのか、こういう率直な疑問があるので、これも論議がございましたけれども、例えば国鉄にしても、建設省そのほか通産省も関与するでしようし、自治省あたりも何かそういう考え方を持っていると、これは全部政府の役所なんです。民間と言へば、強いて言へば京セラグループがそうなりますか。しかし、この京セラグループも、一つ考えてもらいたいのは、社長は通産から、まだはややその方が社長になっておられる。副社長二人おられますけれども、これも郵政省からの天下り、専務さんは電電公社の方、これで一体民間と言へば、素朴な疑問を私は持つわけですが、これも、これで一体民間活力の導入ということになるのか、大臣、率直にどう思われますか。

○奥田國務大臣 今いろいろ例を挙げられましたけれども、京セラグループといったところで、これはプランニングの段階の会社ですから、本当の実態的なそういう形の参入ということになります。また、やはりこれは相当な技術も資金も、そしてまた人材も必要になってくると思ひます。

ただ、今民間が入ってくることによつて新しい競争原理が生まれる、そして安い形で料金サービスで還元されるであらうという形のもとに、こ

ういった民営化法案を進めておるわけですが、やはりここにでてくるという形の第二電電として一部のにも営業するという形になった場合に、民間の企業というのは、先方も御存じのとおり、大変なコスト主義というのか、そういった面についてははっきり言つて、官営的な企業体質と違つた意味での企業の合理体質というものをまた、進めてくるのじゃなからうかと私は予測いたします。

そういった形の中で、さりとて、新規参入組といえども、市内回線を含めて、あるいは接続を含めてあらゆる意味で、新電電の協調体制の中でまた営業を継続していかねばいかぬという実態もございませう。そういった意味合いの中で、新しい参入の会社が、今は私も人もという形でいろいろ名のりを上げておられますけれども、そういった一種通信事業に課せられる諸条件というものを現実の面で分析をしていった場合に、回線の施設を提供する人、あるいは技術、ノウハウを専門的に提供できる人、あるいは資金の面においてのそういった力での参入をする人、あるいはユーザー、利用する側のそういった形のグループもなければなりませんし、そういったいろいろな総合的な観点からいいますと、新規参入される企業というものの、第二電電であれ第三電電であれ、相当な形での制約を受けてくるのじゃなからうか。そういった場合においては、これらの人々が協調的な体制でなければ、そして、新電電と競争も一方でしながら、他方で協調をしていくという体制でないとなかなかうまくいかないのじゃなからうかという形を持つております。

したがって、そういった意味において、需給調整を初めからやろうなんというところは決して考えておりませんし、また、大体官僚がいろいろの形で枠をはめていくという形はむしろ逆な面を生むという形も、郵政の今の電気通信事業の分野にやありませんけれども、過去の各省のそれぞれの形の中でも実例はたくさんあるわけでございますから、できるだけ関与はしない。そして、あらゆ

る意味において潤達な、そういった民間のいい意味の形を新電電は負けないように取り入れていくし、また新しく参入する側も、今度はそういった競争原理と同時に、協調姿勢の中でひとつ共存して、そしてメリットを国民に還元していただきたいという気持ちでございます。

○中村(正男)委員 私、今大臣が言われたことがそのままだから実行されることを、ぜひひとつ追求していただきたいと思うのです。

省庁と直結をした企業だけの競争ということ、何としても避けなければいけないのじゃないか。そういう意味合いでも首尾一貫、私自身きょう指摘をしてきたこと、やはりこの法案に流れておるのは、依然として官僚制が随所にきつて出ている、そういうきつさを私は本当に感じるわけでございます。そういう意味合いでも、もう一度各中身について、できるだけ自由潤達な、新電電も含めた純粋な民間が競い合つて電気通信事業というものを発展させていくような、そういう法案に見直していただきたいことを要望しておきたいと思ひます。

最後に、情報化社会の国際化の問題について、外資規制との関連でお聞きをしたいと思います。アメリカが今日、日本の情報産業に戦略の視点を大変絞つてきておるといふふうには我々は受けとめておるわけですが、まだ新電電、発足しておりませんが、結局今の公社そのままだ新電電になるわけでは、当然今日まで、欧米といいますが、とりわけアメリカと熾烈な競争を展開してきたのは、何といひしても公社であったと私は思うのです。そういう立場で対IBM、そしてATT、これらに対してどういふふうに対抗をしていけばいいの、基本的な考え方を総裁にお聞きをしたいと思います。

○真藤説明員 この第二種の事業といひますものは、お客の通信の秘密、あるいはそれだけではなくお客の業務のシステム、からくりというものをすつかり握つてしまわざるを得ない性質の事業でございます。ですから、お客がまず一番先に考

えるのは、そういうことに対する信頼感というものが第一でございます。これはどうしてもそうなりまします。それから第二は、お客のそういうふうな仕事を始めましても、お客の仕事のあり方というものは時々刻々と変化してまいります。また変化せざるを得ないわけでございます。したがって、一たん決めたソフトの内容は、日に新たにお客と業者とが緊密に連絡しながら直していかなければいけない性質のものでございます。そういう意味で、私どもはその面では、どんな外国の、ATTであらうがIBMであらうが来ても、それに対する抵抗力というものは絶大な優位性に立っておりますと思っております。

仮に向こうから新しい、いいソフトが来た、これは大事な問題でございますが、持つてきたといひましても、それが果たして日本の商習慣なり日本のマネジメントのあり方にそのまま適用できるという代物じゃないはずでございます。そここのところで、実際お客を募るときには、物すごいモディファイケーション、修正をしなければならぬといふことでございます。ソフトが日本の方がおくれでアメリカの方が進んでいるという点は、基礎的な考え方ではそうでございますけれども、実際仕事の上でぶち当たった場合に、果たして彼らのいふゆるすぐれたソフトというものが、お客にとつてすぐれておるといふふうには認識されるかどうかといふことは、これもまた別問題でございます。

それから第三は、これは過去の事例を御参考に申し上げるわけでございますけれども、先進国の中で日本はIBMの国内の活動を長い間ほとんど無制限に許してきております。にもかかわらず、IBMの日本の国内のマーケットのシェアは、先進国の中で一番低いのでございます。ということは、あれだけすぐれた技術力と資本力を持つておつても、日本のマーケットというものはそう簡単には彼らにやつつけられるような弱いものじゃないという歴然たる証拠を既に今持つておるわけでございます。

そういう意味から申しましても、VANが仮に完璧に自由化されておつても、恐らくそう簡単に実力的に入つてくるということにはならない、実際問題としては、彼らは必ず日本の業者とジョイントして入つてこざるを得ないといふふうに私は受けとめております。仮に私どもが、向こうから入つてくるからこちらから出ていくという場合も、実際問題としては、やはり向こうの業者とジョイントして出ていかなければ、一〇〇%こちから出ていって商売ができるものじゃないといふことだけは、現実の問題じゃないかと思ひます。

○中村(正男)委員 今真藤総裁の方から、かなり強い自信でもつてお話がございました。ただ問題は、日本の企業の実勢なんですね。日本の企業といひましても、まず第一に考えるのは企業の利益、それから業界の利益、こういう認識はあつたとしても、国益という認識はそう強く持つていないのじゃないか、これが戦後の日本の特徴ではなかったのか、私はこう思ふわけです。

結局、今日の日本の企業はどういう考え方をしておるかといひますと、新電電と結束してIBMなりATTと対抗するのがあるいはいつそのことIBMと組んでやつた方がいいのか、これもすべて損得が優先をし、国益を第一に考えるといふことはまずあり得ない、こういう認識を私は新電電のスタートに当たつて持つていただきたい。電電だけがIBMなりATTと対抗できるパワーを持つておるわけですし、電電だけが国益といふことを第一義に考える責務があるのじゃないだろうか。

新電電については私はこれからの前途大変だと思ふのです。国内戦争においては日本の企業から攻勢を受け、国際戦争においては逆に日本の企業からはある意味では頼りにされる、そういう二重性を持ったスタートであるといふことを考えますと、労働基本権の問題あるいは需給調整の問題、スタートに当たつてまだまだ新電電に必要でない規制といふものが、何回も言ひますけれども、この法案に隠されているといひますか、如実に出て

いるといふことをもう一度検討していただいて、新電電の持つ日本の中における役割といひますか責務といふものを重視した法案に、ぜひひとつつくりかえていただきたいといふことをお願いいたします。持ち時間が終わりましたので、質問を終わります。

○志賀委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として国際電信電話株式会社常務取締役児島光雄君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○志賀委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○志賀委員長 次に、竹内勝彦君。

○竹内(勝彦)委員 最初に、電話加入権質に関する臨時特例法に関して若干ただしておきたい、そういう意味でお伺ひいたします。

公衆電気通信法で加入権質を禁止している条項の特例法で加入者資格の保護規定を設けているが、今回の法改正ではどのようになるのか、新電電になつてどうなつていくのか、その考え方を改めて郵政並びに公社にお伺ひしておきたいと思ひます。

○小山政府委員 まず法制上のことを申し上げますと、電気通信事業法案の附則第九条で「旧公社と締結した契約に基づく旧公衆法の規定による電話加入権については、当分の間、旧公衆法第三十八条から第三十八条の三までの規定は、施行日以後も、なおその効力を有する」といふことによりおつて、これは法制上は全く変わらない形になつております。

この考え方は、あくまでも現在なお電話加入権が庶民金融の手段として広く利用されている実態

がありますこと、電話加入権に対する質権の設定について、民法の原則による場合には、そもそも電話加入権が証券のない債権であるということから留置的な効力がない、その結果、第三者に対する公示方法もないということで、電話加入権質を安全、確実に設定し、管理することが極めて不安定な状態になるということで、取引の安全のために新電も質権をめぐる権利義務関係が明確になることもまた仕事やりやすい。もし不明確でありまると、当事者間の紛争の結果、その当事者間の権利の紛争に新電電が巻き込まれるというようなおそれがございまして、今後ともそういった質権の保全を図って、庶民金融の手段として安定的にこれが取引されるような措置を続けていくということでございます。

○草加説明員 いただいた郵政省から法制上のお答えがございましたが、私も、その法制の中で今まで扱っておりましてのと全く同じ方法で、この質権について新電電になりましてからも全く同じ方法で取り扱っていく、このように考えております。

○竹内(勝)委員 その場合、質権者に対して事前に連絡を行うのか。あるいは提案で質権が自分の間存続することになっておる。その中で、電話質権がいわゆるサラ金のような過剰貸し付けあるいは強硬取り立てというようものがなく、二十五年間にも及ぶ健全な庶民金融として伸びて来た。これも、この前委員会におきましていろいろな議論を行いました。そこで、個人の貸し付けでなく協同組合を初め銀行等で貸し付けをしているためにトラブルは皆無でございます。また、そういう意味からも公社として今後、この業界と協調して質権設定、いろいろな料金問題やいろいろなものが細かい点がございまして、そういう意味におきまして、この協調ということが非常に大事じゃないか。

それともう一点は、この前の延長という問題に關しても、形態で当分の間、今まで十年間の時限立法で延長してまいりましたけれども、当分の間、

こういう形になりました、当時郵政大臣は、この当分の間はもうほほ永久的にでも考えてもいいんだというくらいのお返事もございましたが、そういったものは変わっていかないのかどうか、この点に關して御答弁ください、同じく公社と郵政からの御答弁をお願いします。

○小山政府委員 当分の間の考え方でございすけれども、これは電話加入権が庶民金融の手段として、先生のお説のように非常に有効に利用されております。そういった実態があるからには、これの当分の間というのには続くということでございます。この考え方は質権法の延長のときの考えと変わっておりません。

○草加説明員 ただいま先生御指摘のように、現在社団法人全日本電話取引協会と円満に私どもも協議しながら、この質権の運営に当たっております。したがって、今後新電電になりました場合でも、この協同組合といろいろとお話し合いをしながら、円滑にこの質権の業務を進めていくということをするつもりでございます。

○竹内(勝)委員 防衛庁に來ていただいておりますので、質問をしておきます。

まず、この関係法律の整備等に関する法律案の中で、自衛隊法第百一条一項「自衛隊と海上保安庁、地方航空局、航空交通管制部、気象官署、等々略しますが、は、相互に常に緊密な連絡を保たなければならぬ」とございまして、この内容はどういうものであるのか、改めて防衛庁の見解を伺いしておきたいと思ひます。

○古川説明員 御説明いたします。

自衛隊法第百一条第一項は、自衛隊がその任務、すなわち我が国の防衛あるいは災害時の人命や財産の保護のために行動するなどの任務を遂行する上で密接な関係を有しております機関等と自衛隊との間で、その任務が円滑に遂行できるように、相互に常に緊密に連絡することを定めているものというふうに理解しております。

○竹内(勝)委員 また、百四条一項、ここにもこの関係の公衆電気通信設備の優先的利用等がござ

いますけれども、この御見解も改めて伺ひしておきたいと思ひます。

○古川説明員 御説明いたします。

自衛隊法の第百四条第一項にやはり規定がございすが、これは防衛出動の際に、所要の通信能力を確保することが必要であるという観点から、防衛庁長官は郵政大臣に對しまして、公衆電気通信設備、すなわち改正後では電気通信事業法の第二条の五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、また是有線電気通信法第三条三項三号、改正後では三

条四項三号になりますが、これに掲げるものが設置する電気通信設備を使用することに關しまして必要な措置を求めるとございまして、この規定に規定するものであります。いわゆる電電三法が施行された後でもこの趣旨は同じであるというふうに理解しております。

○竹内(勝)委員 今も御答弁がございましたが、この場合「電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に改められるわけですが、今回の法改正でこの電気通信事業者は第一種、第二種、これに分けられるわけでございますが、郵政にお伺ひしますが、これはどちらになるのですか。

○小山政府委員 第一種、第二種全部にかかわるわけでございます。

○竹内(勝)委員 そこで、いわゆる第二電電がもちろん第一種、第二種、新規参入してくる。法的に言くと、この第二電電は全く同じと考えてよいと思ひますけれども、果たしてそれにこたえられのかどうか、どういふ見通しを持っておるのか、郵政のお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○小山政府委員 第二電電も当然電気通信事業者でございますので、これに該当するわけでございます。それぞれのサービスの内容というものは、そういう形で参入してくるかというところは、それぞれの企業者の事業運営の目的によつて変わってまいります。例えばファクシミリ専用であるとか、あるいはデータ通信だけであるとかというふうな役割の提供というふうなこともあるかもしれませ

ん。ただし、それぞれの形においてこの法の建前に応じられる限りは、これに應じてもらおうというこの考えでございます。

○竹内(勝)委員 次に、電気通信業務の業務改善命令、こういったものについて伺ひしますが、料金その他について郵政大臣の業務改善命令、どのような状況のときに命令するのか、御答弁ください。

○小山政府委員 料金についてのお尋ねだろうと思ひます。

この法律においては、認可された当時は合理的な料金であったものが、社会的、経済的事情の変動によつて著しく不適当になっている。その結果、利用者の利益を阻害するような場合ということを考えているわけでございます。

では、具体的にはどういふことかということでございますけれども、なかなかいろいろの場合がありまして、想定することが多々ありますが、例えばということでも申し上げますと、もともと必要構造がある範囲内で非常に利用がわずかでであると想定して高く決めた料金があつた。ところがその後、時代の要請というものはそのサービスに集中してまいりまして、需要が著しくそのサービスにシフトしてきた。その結果、単位当たりのコストが非常に安くなつて、旧来の料金が依然として維持されているというふうな場合と、

一つあります。それから、非常に想定されないような技術革新というものがあつて、通信設備の基礎になります資材等が著しく低下して、設備総体としての負担額が著しく低下しているにもかかわらず、料金がそのままであつて、割合合っていないというふうな場合、そういうものが考えられるのですけれども、実際のには極めて例外的な場合しかあり得ないものではないか。

しかし、例外であつても、そういったような実態と料金との乖離があるというふうな場合には、法的に改善命令というふうな形で担保しておくのは、利用者の利益保護という点から重要であらう

という考えで規定しているわけでございます。
○竹内(勝)委員 今も論議が行われましたが、通産省来ていただいておりますので、改めてお伺いしておきます。

今回の法改正に当たり、外資の制限の問題、第一種、第二種とも検討の際、通産省との非常に長い話し合いの中で、相当突っ込んだ論議が行われたやに伺っておりますが、まずその検討された経過を通産省、それから郵政省両方から御答弁ください。

○牧野説明員 外資との関係でございますが、この委員会では先般以来私もお答えをしておると思えますけれども、私どもとしては、この法案を作成の過程におきまして郵政省という議論をいたしましたが、焦点が外資の規制の問題にあったというふうには承知をしております。

通産省といたしましては、あくまでも一般的に、我が国の国際的な地位、最近の内外情勢にかんがみまして、貿易あるいは投資その他一般的に内外無差別自由化を行うべきであるという観点から、一般論として意見は申し上げましたが、本件に關しまして特別に郵政省に対して、外国の動向がどうかだかどうしとか、そういうような議論をしたとは承知いたしております。本件につきましては、確かに原案というか、もとの案を若干修正をされたわけでございますけれども、これはあくまでもこういった問題をめぐる内外の情勢を郵政省が御判断されまして、こういう結論に至ったというふうに承知しているわけでございます。

○小山政府委員 ただいま通産省からもお話ありましたように、通産省の立場というものは、やはり通商を内外ともに常に自由貿易という原則でいくということが通産省の一つの原則であるので、一般論として外国との間の通商関係における障壁をなくすという意味で、これは今後とも、これだけ伝えられましたが、この第二種のことにつきましては、外資規制をどうのこうのという個別の問題はございませんでした。

○竹内(勝)委員 そうすると、郵政省は、当初原案で私どもが伺っている範囲では、特別第二種の電気通信事業者は許可制として外資を二分の一未満に規制していく、その理由は一体何だったのか。そして、外資が完全に取っ払われた、これを登録制として外資規制なしとしたその根本的な理由は私にもいまだにわかりません。しかもその間に、まだまだ短い期間です、その間に日本の技術が大きく変わったとか、外国のその状況が大きく変わったとか、そんなこともないです。そうすると、これは郵政省が何か夢でも見ていた、そういうような感じにとれてしまうわけです。郵政省、もうちょっとわかりやすく説明しないと、ちょっと問題ですよ。

○小山政府委員 まず第一に、原案の原案といえますが、郵政省が当初つくった案についての考え方とか、それはどういふふうな条文をつくったか申しますと、二分の一以上はだめだと言っているわけじゃないわけでございます。外資比率が二分の一を超える場合には許可しないことができる。ですから、原則としては三分の二であっても五分の四であっても許可しないことができるでございます。それから、二分の一を超えたらすべてだめだという規定にはなっていないわけでございます。それでは、その後どうしてそれを取ったかということでございます。原案というものをつくったときはかなり前でございます。これにつきましてもいろいろ検討したところ、いろいろ関係者から見ますと、内外無差別でした方がむしろ、業者間に切磋琢磨という形で非常に活力あふれる競争場裏ができて、結果的には利用者の利用料金が安くなる、そういうものが現実には考えられるのに、外資規制という障壁を設けるのはどうであろうかという意見が非常に多かったということ。

もう一つ心配しましたのは、これは特に第二種電気通信事業でございますから、不特定多数、全国的な範囲で仕事をすることでございますので、もしこれによって、外国資本によって日本のそういう影響のある通信網が支配されると

ということがあったら困るからという懸念だったのでございますけれども、今全国的かつ不特定多数というふうないわゆる第二種事業の実態と申しますのは、国内においては電電公社が既にかなり前から開始しているということでございます。それで技術力が十分ある。

一方、アメリカではどうかといえますと、ATとI B Mというの、まずI B Mは、通信事業に乗り出すことを禁止されたわけでございます。それからもう一つAT&Tは、高度処理、いわゆるV A N事業に乗り出すことをこれまで禁止されておりました、つい二年ぐらい前からようやく解除になってきているわけでございます。それでは、あつたのは何かという、タイムネットとかテレネットとかいうサービスでございまして、これはまさに日本の電電公社で既に優秀な技術を持って行っておりますD D X網とほとんど変わりのないものであるということが判明してまいりました。

そういったしますと、まさにここにおいて、日本の重要な通信網が外国に席巻されるおそれがないということが推定されますならば、そこにおいて内外無差別にして、競争原理を働かせて、より安くより良質なサービスを最終需要者が享受できるというふうな法律のなすにすることが適切である、このように判断したものでございます。

○竹内(勝)委員 小山局長はいつもそういう答弁をしているのですが、これは国民から見ただけはわからない。全然わからない。

それで、かなり前に原案ができた。かなり前とはいっていいですか。それから、関係者とも話し合った。これは通産省は関係ないです。だから、その関係者をもうちょっと明らかにしてください。二点。

○小山政府委員 かなり前と申しますと、ことしではないということでございます。随分前にこの原案はつくっております。十月ごろではないかと思えます。要するに、これを当初つくったときというのはかなり前でございます。

それから、これにつきましてだれに相談したかというところでございますけれども、これは当然、電気通信に携わる方でございまして、事業者であり、非常にベテランでございます電電公社等にも、これについては当然意見を求めたものでござい

○竹内(勝)委員 かなり前、こたわるわけじゃないですが、これは重要な問題で、ことしではないというのには本当に間違いはないですか。それは、ことしでなければ昨年の後半なのか前半なのか、これはまた全然違ってくるよ。もう一度答弁してください。

○小山政府委員 ちょっと明確な日にちまでは申し上げられませんが、去年の後半、十一月ごろだったと思えます。

○竹内(勝)委員 真藤総裁に改めてお伺いしておきますが、総裁は先ほど、もう日本の技術も進んでおるし、I B M、A T Tといったものに席巻支配されるおそれはない、このように言われておりますけれども、私は今までの答弁を整理してみますけれども、例えばアメリカのV A N、これはもう十年前から進んで、そしてアメリカの技術は日本よりも相当進んでおる、これは一般的な理解です。さらにまた、皆さんの答弁の中にも、この電電公社自身が民営化していく、あるいは電気通信が開放されていく、そういったものは、もうアメリカやその他と比較するとおくられておるんだから、それは技術の面におきましてもおくられておるんだから、それに追いついていかなければならぬ、そういう面も含めて今回の民営化、自由化というものがあるんだ、こう理解しておるのですけれども、これは間違いではないでしょうか。

○真藤説明員 通信衛星を主体にしたV A Nのソフトというものは、アメリカの方が日本よりも早くから実用化されてかなりの実績を上げておる、日本の方は、そういう使い方を禁止しておったから世の中に出てない、このハンディキャップは現在でもございます。ただ、さっきお答えを申し上げたように、それはそうであっても、だからとい

つて、必ずしも日本に入ってきてすぐ日本のマーケットを席巻するだけの力が出るかどうかということは、これは別問題だと申し上げているわけでございます。

○竹内(勝)委員 総裁、一般的に考えれば、やはりおられていてということ、アメリカのA.T.T.やIBMは進んでおる、こういうことなんです。それから、進んでおる方はおられていての方を席巻支配する、これはそうなる心配をするのは当然です。しかしそれに、大丈夫だ、これは電電があるじゃないか、新電電になったって大丈夫なんだ、こういう答弁をしていますが、私もまだ納得できないのです。むしろ電電も含めてこの新規参入組、要するに日本の企業、民業というものは、これによって活性化されていかなければならない、外国資本に圧迫されるようではこの意味がないのです。したがって、本当に乗り切っていけるんだという総裁の御答弁をもう一度お願いしたいと思ひます。

○真藤説明員 さつき申し上げましたように、この商売というものは、お客のマネージメントのノウハウ、あるいはそれに伴ういろいろな数字のデータを全部扱うわけでございますから、お客の信頼感がまず第一義的なものでありまして、一たんつくったソフトシステムは、世の中に対応する競争力を保持するために、時々刻々直していかなければいかぬということでございまして、一たんできたものがすぐそのまま使える性質のものではないでございます。永久に使えるものではございません。

したがって、仮にアメリカからいいソフトがあつたとしても、それはソフトの基礎部門がいいものでありまして、実際にそれを実用化します場合の枝葉の部分には、お客と業者との間の親密な連絡がなければ実用になるわけではございません。実際問題として、アメリカの業者が日本に入ってきてこういう仕事をする場合に、日本の業者とジョイントでやるか、あるいは実際の仕事はほとんど日本人に任せなければできないし、その仕事だというふうに見ております。一番いい

例が、IBMのソフトの商売は全部、お客に接しておるのは日本人でございます。アメリカ人自身はノータッチ、またタッチする能力もないと思ひます。

それともう一つ、さつき申し上げましたのは、IBMがあれだけ長い時間、独自なすぐれたコンピュータ技術を持って、コンピュータの製造とソフトと両方で日本に根づいておりながら、日本の国では、世界の先進国の中でIBMのマーケットシェアはかなり低い方で、半分にはなっていないという現実の歴史がございまして、ソフトウエアの場合には、IBMが持っているようなハードウエアの強さというものが出てまいりませんので、そう恐れるものではないと考えております。

それともう一つ、さつきは申しませんでしたけれども、私も現在は現在まで公社というしがらみの中で非常にやりにくい姿でやっております。例えばお客との契約の内容を現在では、一々郵政省の承認を受けなければならぬという形でございまして、だけれども、今度はそういうことは、やりようによつては一切しがらみが抜けていきますので、今持つております私どもの人的能力というものを一〇〇％使えるようになりまして、この点は今度の法案の私どもにとつて大きなメリットのついででございます。そういうふうな考えますので、私どもとしてはそうあれしておりませんし、また私どもだけじゃなくて、日本のソフトウエアハウスの能力もかなり進んできております。そう恐れることはないと考えております。

○竹内(勝)委員 KDDに來ていただいておられますので、国際電氣通信について伺ひたいです。我が国の国際電氣通信はKDDの独占でございます。今回の改革案によると、国際電氣通信分野も競争原理が導入されてくる。競争原理導入についてKDDはどのように考えておるか、またKDDとしてどのような影響を受けるのか、最初にお答えください。

○児島参考人 昭和二十八年にKDDができましたところ、我が国の国際通信は先進諸国に比べますと、相当立ちおくれしておたわけでございます。したがって、当時としては少なくとも、独占の形態でKDDが国際通信を預かりするということは、非常に適切でありましたし、必要であつたと存じます。しかしながら、それから三十数年たちまして、我が国の国際通信も諸外国に比して決してまさるとも劣らないような状態にまで達しております。そういうような状態になりました今日においては、この競争を導入することによって切磋琢磨の機会を与えられまして、活性化に役立terということは、非常に意義があることかと理解いたしております。

また、これによつてKDDがどのような影響を受けるかというお話でございますけれども、以前にも出ておりましたように、国際通信の分野と申しますのは、各国が共同して事業をやつておるといふような体制でございます。国内のネットワークもそうでございまして、世界の電氣通信網もいわば有機体的な性格を持つておりますので、このような有機体的性格の電氣通信網を通じて国際通信をやるということには、現在、国際連合の専門機関である国際電氣通信連合がございまして、そこでいろいろと約束事を決めて、そのもとに電氣通信を運営いたしております。

条約がございまして規則がございまして、またそのもとに勧告がございまして、そのような約束事を守つていかなければ、国際通信ができないという体制にございまして、現在のそのような条約、規則、勧告の体制は、政府が責任を持つて条約を守らせ、また規則を守らせるといふような事業でなければこれに参入させないということでございます。また、その専用回線のような借りた回線を使用して第三者、他人の通信を行わせるとか他人の通信を媒介するとかいふようなことは認めないという体制ができております。そのような情勢から、国際通信分野に新たに参入するということは、現段階では容易なことではないというふうに私はもは考えております。

しかしながら、あくまでもサービスがよくなければこれは問題になりますので、通信の通りの悪いところ、あるいはサービスの悪いところとか、そういうものがございまして、おのずからそこにバイパスを必要とするというような要請が出てくるかと思ひます。そういう事態の起こらないように、今後とも万全のサービスを提供する姿勢で臨みたいと考えております。

○竹内(勝)委員 このKDDの提供しているサービス、黒字の業務と赤字の業務、まあ黒字は一般的に電話だ、テレックスだ、専用回線ですか、ちょっとわかりませんが、そういった面が含まれておるやうに伺つておりますが、この黒字の業務と赤字の業務はどのようにおるのか。そして、赤字業務が非常に多くなつておるのか。何つておりますので、この不採算業務の提供、例えば事業法案第三十三条の会計の整理、それとの関係でサービス料金を値上げするといふようなことといった事態にならないのか、その点も含めて御答弁ください。

○児島参考人 ただいま先生御指摘のように、弊社の行つております国際電氣通信業務には、国際電話、テレックス、それから専用線のごとき黒字のサービスもございまして、国際電報サービス、それから公衆データネットワークによりましてデータ伝送サービス、それからインマルサットを利用してあります海事衛星通信サービス、それからテレビジョンのサービスといふような赤字の業務もございまして、これらはそれぞれその原因がございまして、データ業務のごときまだ発展過程にございまして、の、それからインマルサットの海事衛星通信のようには、着々と採算改善の方向に向かつております。テレビジョンも最近大分いい方向に向かつております。国際電報サービスは御案内のように、極めて公共性の強いサービスでございますし、人件費を要する点等から、なかなかこれを黒字にすることは難しいと存じますけれども、これを今後と

のようにするかというふうなことにつきまわしては、国際電気通信連合におきましても研究を始めておる段階でございませう。そういう研究の進まないうちに、公共性を無視したようなサービス形態に持っていくということも問題だと存じますので、これは尊重していききたいと考えております。

したがって、あくまでも国際電気通信の負託されております国際電気通信事業につきまわして、引き続き公共的性格を十分尊重し、そして効率的な経営をいたしてまいりたいというふうな考えでおるわけでございませう。

御指摘の会計分類の関係でございませうけれども、これは省令等によりまして今後詳細な条件が固まると存じますが、政府の方の御指導も受けて、どのように整理していくか、これを検討させていただきたいと考えております。いざにいたしましても、極力コストの削減に努めまして、赤字幅の縮小に努力いたしてまいりたいというふうな考えでおります。

○竹内(勝)委員 ちよっと時間の関係で、次の問題に移ります。

郵政大臣にお伺いしておきますが、郵政大臣は第二電電構想について、実行段階に入ったら統合一本化した方がよいのではないかと、こういう考えを明らかにしておりますが、また経団連におきましても第二電電の一本化工作、こういうものが明らかにされておりますけれども、このいわゆる新電電とそして民間の第二電電の二社体制、要するに二つの体制が望ましいという考え方を明らかにしたのはどういう意味がございませうか。

○奥田国務大臣 まず、需給調整を行ふんじやないかというふうな形にしまして、私は先般、需給調整は行われない、そしてできるだけ新規の参入という形で競争原理が働くことが望ましいということをお原則論として述べたわけでございませう。

ただ、一種事業を現実の面から見ると、先ほども申しましたように、資金であれ、技術であれ、また人材の面であれ、なかなかそう簡単ではないというところを指摘したことも事実でございませう。

したがって恐らく、現実の具体的に事業参入という段階になりますと、今あつちこちでそれぞれの声が上がっておりますけれども、これは乱立の方向ではなくて一本の方向に向かうのではなからうかという、一つの私の個人的な予測を交えてお話ししたところでございませう。

それは今先ほど申しましたようないろいろな形の中で、衛星を利用するというグループもあれば、あるいは公団のように高速道路のそういう形を利用するという形、あるいはマイクロウェーブ方式でやった方がメリットがあるんじゃないかというふうな話、いろいろこれはプランとしては出ておるわけでもございませうけれども、しかしあくまでもこういふ新電電と料金面では競争原理が働くわけでもございませうけれども、あらゆる意味において市内アクセスを含めて新電電と協調態勢でいかなければ、一種事業としての参入業者が適正な経営規模でやるといふこと、公益的な使命を發揮するといふことは、なかなか困難ではなからうかというところでお話ししたわけでございませう。

○竹内(勝)委員 簡単に言う大臣、ここでも何人かの人たちが指摘しておられるように、今の電電、新電電になつても、それに対抗して幾らクリームスキミングでもない、そこへ入ってくることは並み大抵のものじゃない。だからむしろ力を合わせて、三人おれば何とかというところもあるし、それがもつと大勢で寄つてやれば何とか入られるだろう。そうでないと、大臣、この法案をつくる意味のないものね、出てこない。苦しいところなんだ、これはね。

だが、そういうことが論議されること自体、私はもう前から指摘しておるとおり、電電の独占性、これは電話事業に限りませんが、第一種事業という面も含めて申し上げておきますが、これを解消することはなかなかできない。そうすると、電気通信は一元の運営の方がいいんじゃないか、こういう議論はもうずっと根強いものがございませう。そしてなおかつ、AT&Tやそのほかの例を考へて五年後の見直し、こういうようなもの

も考へていくと、また分割論議が出てくるものではないか。私もまだそれに対しての危惧は持っております。

分割というものは絶対ないと言へますか。アメリカはあつたんですからね。日本の電電の場合は絶対ないんだ、これは言へますか。

○奥田国務大臣 御指摘のとおり、電話中心といふことで考えますと、やはり全国あまねく一体的に運営されている今日の公社のネットワークのこういった形の体制が望ましいと思ひます。これからのいろいろな通信網の利用形態の中で、こういった民営化論という形が一つの政策課題になつてきたわけでございませう。

しかし、御指摘のように、当初の臨調の答申といふ形になりますと、民営化し分割という形でございませうけれども、私たちはやはりこういふ現実の情勢からいって、分割という形はそぐわないという形の中で、今回の法案の中にも、分割という形ははっきりと取り除いてきたわけでございませう。

今後、ある意味の競争原理が働くという過程の中で、これは少し御質問の趣旨から外れる余談になりますが、投資も自由でございませうから、附帯的な業務という形は、自助努力と自主的な判断によつて、将来の課題としてはできるだけそういった新システムでやっていく形、これも経営内部の仕事でございませうから、私が口出しすることではございませうけれども、そういった方向でいってほしいなと思つておることは事実でございませう。しかし、この通信網の分割という形については、私たちは全く今考へておらない、将来方向によつて、今日の一元体制が望ましいという気持ちでございませう。

○竹内(勝)委員 それでは、時間ですのでもう一点だけ、真藤さん、気軽に答えてください。

会社法の第一条の一項で、「日本電信電話株式会社は、国内電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とするものとする。」出発はこれです。この法案が通ると、日本電信電話株式会

社、こういう名前が決まるわけだ。ニホンカニッポンか、これはわからぬし、ローマ字読みでNTTと通称言う場合もありますね。しかし、KDDも同じことなのに、何でこっちはTTでKDDの場合はDDとくるのか。ちよっとこれは素朴な質問で恐縮でございませうが、電電あるいはNTT、こういったものをこのまま使うのか、あるいはこの内容を新しいイメージというふうなものを何か考へておられるのか、そういった面を踏まえて気軽に答えてください。

○岩下説明員 今先生の御質問は、新しい会社になりますと、一つのイメージというものを打ち出すことも考へるべきではないか、こんな御趣旨が基本的にあるように理解するわけでございませう。その点につきまして、私ども全く同じようなことを考へておりました、やはり新しい企業理念の確立と申しさしよるか、こういふものを通じまして、お客様、世間の皆様方にも新電電といふものを御理解いただくと同時に、部内でもそういった意識の浸透を図りたいといふことを考へております。その中で具体的な問題、これは法案の成立を待ちまして、具体的な準備に入る段階のことではございませうけれども、今先生おっしゃつたような問題も含めて、これから勉強してまいりたいと思ひます。

なお、今の社名にしまして、ニホンカニッポンかという問題につきましては、これは実は現在電電公社におきまして、ニホンではなくてニッポンというところで統一しております、例えば英語の社名、これもニッポン・テレグラフ・アンド・テレホンといったことから、略称NTTにしているといふようなことがございませう。いずれにいたしましても、新しい会社発足に向かひましては、そういった広く世間にお役に立つ新電電といふもののイメージを、社内外ともに打ち出していきたいというふうに思つております。

○竹内(勝)委員 終わります。

○志賀委員長 次に、小谷輝二君。

○小谷委員 この会が一電気通信サービスの料金の在り方に関する研究」ということで報告をしておりませんが、この中に「設備料は、増資を事実上制限されている電電公社に対する加入者の資本拠出の性格を有する資金」、このように発表しておるわけでございます。つまり設備料は、資本拠出の性格を帯びたものであって、その累積が今発表のありましたように約二兆五千億近くなっておるわけでございますが、この設備負担金は今後民営化された段階ではどのような勘定の扱いになるの

○岩下説明員 先ほど申し上げたのをもう一度正確に申し上げますと、会社発足当時におきましては、従来の設備負担金、つまり資本剰余金は資本準備金として経理をされる。それで、会社になりましてから新たに年々設備料もいただくことになりました。つまりは資本準備金には入らないという経理方法になるかと思っております。

○岩下聡明員 お答えいたします。
先生御指摘のように、過去三十年にわたりましてお客様からちょうだいした料金、それも設備をつくるために充てるといふ趣旨の料金としていただきました。したがって、現在の公社の資産の形成に対しますお客様の皆様からの寄与は、非常に大きいというふうにも考えておるわけでございます。ただ、この会社の設立に当たりまし

わけです。今でも加入権というものは、先ほどもちょっと例は悪いんですけど、電話加入権の価値というように、電話加入権の価値を持っているということ、設備料そのものの価値が財産的価値が加入権というものによって転化されているというふうに私どもは見ているわけです。

それがすべていっているかどうかというのは、これまた評価の問題になりますけれども、質権の対象になるということは、財産権としての価値を

持っているということでございます。したがって、これからどのように株を処理するかということ、まさに国有財産の普通財産をどういうふうな処理するかという方針のもとに、これからの検討になってくることとございますけれども、現在加入者に設備料相当分の財産の価値が残っているということを一応考えなければならぬんじゃないかと思っております。

○小谷委員 今度新たに株式会社になってから加入する人からも、今までどおり設備負担金は取っていくんですか、これはどういう考えですか。

○山下説明員 お客様との関係においての設備料の性格というものは、新会社になりましては基本的に変わらぬというふうな考えをしております。つまり、加入電話の新規架設の工事に要する費用の一部に充てるというためにいたっている料金でございます。今後加入電話の増設につきましても、当然まだ相当数のものを設置をしていくわけでございますので、このためにはまだ相当の費用もかかりまうので、今後とも設備料は御負担いただきたいというふうな考えをしております。

それで、先ほど先生の御指摘の点につきまして、郵政省から基本的なお考え方の御説明がございましたけれども、私ども事業者の立場に立ちますと、会社になりまして、資産の主体というものは変わらぬ、ましてや、お客様との関係でのサービスの提供という点は全く変わらないわけでございますので、お客様に對しましては、公社当時と同じように、あるいはそれ以上にいいサービスを提供をしていく、サービスの改善に努力をする、こういった点が設備料をお払いいただいたお客様に對する私どもの事業者としての立場であらう、かように考えております。

○小谷委員 この問題はまた後で詳しく論議するとして、電気通信事業の長期指針のことにつきましてはお尋ねをしたいと思います。

電気通信審議会が五十九年一月「二十一世紀に至る電気通信の長期構想」を発表されておられるわけですが、その第二章「高度情報社会の実現

に向けての具体的方策」の中に「できる限り明確かつ長期的な指針を早急に策定すること」、このように構想で述べられておられるわけでございますが、この長期指針はどのようなものになっているのですか。

○奥山政府委員 先生が引用されましたように、ことしの一月に電気通信審議会から郵政大臣あてに「二十一世紀に至る電気通信の長期構想」が答申されております。その中におきましては、今後競争原理の導入によって、複数の電気通信事業者が出現することが予想されることを前提にいたしまして、国みずからが電気通信に関する長期的な指針を明らかにするように求められております。

国みずからがこの指針を明らかにするわけでございますので、当然これは従来のように、電電公社の経営方針が即、国の方針であった時代と異なっております。いまりましたので、予算あるいは法制面において逐次実現していくつもりでございます。

答申の中にも述べられておりますように、高度化に向かつての目標あるいは標準化の問題、さらに技術開発の体制整備、さらに資金的な面といったしまして、金融面、税制面等の措置等が考えられようかと思っております。それらの諸要素を現在、いかにうな形で指針に織り込むかということに鋭意検討中でございます。

○小谷委員 これは私、本会議で、この長期指針はいつ出すのか、このように質問をいたしました。大臣は「国がこの長期指針をできるだけ早く制定をいたしまして、電気通信システムの高度化を円滑に達成するように努力する必要があると考えております。このように要するに、国の長期指針というものを早急に策定をして、そうして円滑な達成に努力する、こういう返事でございました。

私は今国会中にもまずこれが出されるもの、このように期待しておいたわけでございますが、今の話じゃ鋭意検討中というところでございますが、これはなぜいまだに検討中ということなんでしょうか、これはどういうことなんでしょうか。

○奥山政府委員 その答申の中にもうたわれておりますように、競争原理の導入によって、複数の事業者が出現することが予想される、そのような状態が現出された暁におきまして、長期指針を策定することが求められているわけでございます。つまり、電電公社が国内公衆電気通信業務を一元的にやっているような体制のもとでは、公社の経営方針が即、国の方針でもございます。もともと端的に申し上げますと、かつての電信電話五カ年計画というものが、当時における一つの高度化指針であったと思っておりますけれども、現在国会において御審議いただいております電電改革三法を成立させていただきましたならば、複数の事業者が出現する基盤が整いますので、その基盤が熟成するのを待ちまして私どもは、大臣が本会議で御答弁申し上げましたように、早急に国の指針を策定すべく今から鋭意準備に取りかかっているとございまして。

○小谷委員 高度化のための長期指針の策定について、要するにこの電気通信審議会の構想の中で、どの点にどういふふうな内容を必要とするかということを述べておるか、お答えください。

○奥山政府委員 答申の中におきましては、まず高度化の目標を明らかにすること、つまり電気通信事業が二十一世紀に向かつていくべきその指し示す方向を明らかにすることという趣旨だと思います。次に、そのような高度化を達成するために必要な技術開発面についての措置をとること。それから第三点といたしまして、高度化を達成するための資金的な面、具体的には民間の資金の円滑な供給等を含む、あるいは政府系金融機関の資金の低利活用等を含むものであらうと解釈しております。以上三点が主な柱でございます。

○小谷委員 ちょっと大蔵省にお尋ねしますけれども、この長期指針の策定に對する国の対応として、かなり膨大な資金を必要とする、要するに、今後の電気通信事業を育成していくための国の施策として、かなり詳しく、こういう点を十分組み入れて長期指針を出すべきである、こう述べられておりますが、その内容は、大蔵省、御存じですか。

○日高説明員 財政当局としての私どもの立場は、主務官庁でございます。郵政省から毎年の予算編成に当たりまして要求があり、その要求を待ってそれを財政当局として判断するというところでございますので、本件についてまだ十分承知はいたしておりません。

○小谷委員 今回この構想の中で、指針にどうしてもこれだけは明確にすべきであるということ、光関連技術、また先端技術分野の開発、これは巨額の資金を要する。これは民間だけでは十分にその資金の準備が対応できない。また、衛星関係の技術開発にしても大規模な国家資金の投下が必要である。また、衛星通信サービス事業についても、この助成もかなり高額な大幅なものでなければならぬ。また、データベースの構築の助成、またはニューメディアのソフト供給会社、これに對する助成にしても、いずれにしても大変な膨大な資金を要するので、こういうことを前もって国が策定をして、そして育成策を考えなければならぬ、こういうことを述べているわけですから、大蔵省、これは御存じですか。

○日高説明員 情報通信の高度化に向けて各種審議会がいろいろな提言を出されていることは承知いたしておりますが、その各種審議会の意見に従って国としてどういう措置をとられるか、それを判断されるのはまず一義的には、主務官庁である郵政省でございます。私どもは財政当局としての立場は、まず郵政省のお考えを伺って、その上で判断したいと考えております。

○小谷委員 では大蔵省は、長期指針なるものが政府におきまして、政府の長期指針として閣議決定され、すべての省庁にかかわる問題が認知され、ちゃんとしたものであるならば、例えば直ちに来年四月から発足するところば、来年度の予算に十分考慮して組み入れることができる、こういうことですか、どうですか。

○日高説明員 来年度の予算編成の作業は、いわゆる概算要求、シーリングと申しておりますが、それすらまだ決まっていないう現段階におきまし

て、来年度の予算案の中身について申し上げることはできないわけでございます。

○小谷委員 大蔵省は要するに、国の基本的な方針というのが決まったら、大蔵省の責任のある仕事という事になりますから、閣議決定されたものであつて国の決めたものなら、全然避けて通るわけにはいかないでしょう。これはどうなんですか。

○日高説明員 先生御承知のように予算というのは、最終的には歳入との関連で歳出規模が決まってくるわけでございますから、今先生が御指摘になつてゐる問題につきましても、最終的にその予算でどういふ形で処理するかという点について、今申し上げるわけにはいかないわけでございます。

○小谷委員 大臣が本会議で、国がこの長期指針をできるだけ早くつくると答弁されたという意味は、要するに、郵政省の案ではなしに政府として認知されたもの、こういうものを早急につくらなければならぬ、このように私たちは受けとめましたけれども、これはいかがですか。

○奥山政府委員 国みずからが策定するわけですが、けれども、通信行政を主管している郵政省がその発議をいたさなければなりません。先ほど来大蔵省から御答弁がありますように、高度化のためには税制面、金融面、それから法制面といふいろいろございますので、いずれにいたしましても、予算なり税制なり法案という形で国としての意思を決定することになります。

○小谷委員 要するに長期構想、長期指針もできない間にこんな法案を出されても困りますよ。構想の中で法案を出されて、この法案がよし国会で承認され可決されたときには、このような施策で新たな電気通信事業の育成策、新規参入業者に対する育成、これもこのようにしますというものはきちつと認知されたもの、政府が決まったもの、その段階の中の一つのステップとしてこの法案が出てきて当たり前なんです。指針がないのにこの法案を審議せよという。大蔵に聞いたら、直ちに

来年度から民営化され、競争原理の導入のもとに活性化が図られ、活発に研究開発がされ、どんな施設が進んでいかなければ意味がないのに、それに対する対応は何も考えていません、そんな時期ではありません。これは会社をつくるだけで、当初民営化をする目的は全部だめじゃないですか、意味がなくなるじゃないですか。これはどうですか。

○奥山政府委員 この高度化の指針というものは、あくまでも競争原理の導入によつて、複数の電気通信事業者が出現する状況がつくり出されること、それを前提に指針をつくるように求められているところでございます。したがしまして、今回の三法案が成立いたしますならば、まさにそのような基盤が成熟いたすわけでございます。したがつてそれを受けまして、新しい電気通信をめぐる環境の中で高度化の指針をつくるわけでございますので、私どももできるだけ早急に二十一世紀に向かつての指針をつくるべく大臣から作業の指示を受けておりますので、今鋭意やつておるところでございます。

○小谷委員 それは逆なんです。要するに、長期指針に基づいて電気通信事業は将来このようにしていきます。そのために民営化し活性化を図つて民間の活力を導入していくのだ、それにはこういう施策もしていくのです、したがつてこの電気改革二法案を審議してくれ、これが当たり前にやってくれ、これをやってくれたら指針を考えるのだ、そんな論理ないでしょう。大臣いかがですか。

○奥山政府委員 電気通信審議会の答申にうたわれておりますように、電気通信分野においては今後競争原理の導入により、複数の電気通信事業者が出現する状況が予想され、したがつてと書いてあるわけですから、それが前提になつておるわけでございますので、まず私どもは、その電気改革三法によつて競争原理を導入し、複数の事業者ができるような環境づくりをぜひお願い申し上げたいと

思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○小谷委員 終わります。

○志賀委員長 次回は、明十三日金曜日午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十七分散会

昭和五十九年七月二十一日印刷

昭和五十九年七月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局